

令和 8 年 安全環境管理計画

深田サルベージ建設株式会社

1. 安全環境基本方針

私たちは海で働くプロとして

1 安全をすべてに優先させる。

2 海と人の未来のため、持続可能な環境保全を行う。

2. 今年の方針

1 法令遵守を徹底する。

2 心身の健康管理を推進する。

3 危険感受性を高めて、事故防止対策を確実に実行する。

4 「安全監視員」により現場の危険の「芽」を摘み取る。

3. 目標

事故ゼロへ指差し確認 築こう幸せな会社

4. スローガン

見てるだけじゃ確認にならぬ 指差呼称「見て・指して・声に出す」
大きな声で安全ヨシ！

5. 重点施策

(1) 法令遵守を徹底する。

(2) 心身の健康管理を推進する。

(3) 「指差し呼称」の定着を図る。

(4) 危険感受性を高めるため、安全自主活動(指差し呼称、KY、声掛け、ヒヤリハット
・気がかり運動)を推進し、人身、交通、海難事故等を防止する。

(5) 事故防止対策を計画・ミーティング・実行監視・是正のプロセスに従い、確実に
実行する。

(6) 船員への指導、教育を行う。

(7) 協力会社(船員・一人親方を含む)へ指導・教育を行う。

(8) 陸上を含めて油流出対策を確実に実施する。

6. 実施要領

(1) 法令遵守を徹底する。

1) コンプライアンスを遵守すべく、啓発活動を行う。

2) 地区安全環境委員会等で、法令遵守の意識を高める。

(2) 社員全員、心身の健康管理を推進する。

1) 疾病リスク(健診の異常、ストレスチェックの異常、長時間労働)の対策実施。

① 健康に関する教育・研修を行い、健康増進への意識を高める。

② 二次検診受診率の今年の目標を全社 80 %以上に設定し、勧奨していく。

- ③ ストレスチェックの結果、高ストレス者に対し適切な対応を実施する。
- ④ 3 6 協定の上限規制への対応のため、4 週 4 日の休暇取得等労働時間管理計画を立案・実施することにより規制を遵守する。

(3) 「指差し呼称」の定着を図る。

- 1) 要所で、KYで決めた項目、ミーティングで話し合ったリスクの対策等を指差し呼称で点検確認して、忘却やウッカリボンヤリなどの不安全行動、手摺の外れなど不安全状態の事故発生要因を無くす。
安全監視員は、指差し呼称を要所で行い、手本を見せるとともに指導と実施の確認を行う。

(4) 危険感受性を高めるため、安全自主活動(指差し呼称、KY、声掛け、ヒヤリハット・気がかり運動)を推進し、人身、交通、海難事故等を防止する。

- 1) 不安全行動・状態を無くす。
 - ① KY活動のリーダーは、危険要因は具体的か、掘り下げ不足がないかを確認し、具体的な対策を引き出し、作業中に確認実施する指差し呼称項目を設定する。
 - ② 危ないと思ったら声掛けて一時作業中断、異常から正常安全に戻す。
安全監視員は作業現場全体を常に監視し、当社系列の協力会社作業者を含め、適切に声掛けを行い不安全行動をやめさせる。
 - ③ ヒヤリハット・気がかり報告件数の少ない職場、協力会社に対し、総括安全衛生管理者等は、催促して職場間の温度差をなくし、運動の活性化を図る。
 - ④ 地区、船舶・基地安全環境委員会でのヒヤリハット 4 R 対策は、次の優先順位で検討し、機械・設備、作業手順等の改善等を図る。
 - 1. 機械設備の改善、工具の使用等
 - 2. 作業手順の改善
 - 3. 保護具の使用

(5) 事故防止対策を計画・ミーティング・実行監視・是正のプロセスを確実に実行する。

- 1) 当社安全環境管理規則を基盤に、工事・作業の責任者は、実施する工事・作業計画・手順を「まさか」のリスクの抽出の検討範囲を広げ、対策を盛り込んで作成し、関係者と協議してより安全化を図る。
 - ① 工事計画書事前 TV 審査会を開催し、当社の各基準等を充たしているか、他にリスクはないかなど全社の意見を集約し、改善事項を工事計画書に盛り込む。
 - ② 計画書の不備、または作業中に不備があった場合に施主や元請けに係わる事項であれば、工事担当者が改善を依頼する。
- 2) 毎日の安全サイクルを確実に回す。
 - ① 作業前ミーティングは、慣れた作業、朝礼時に限らず作業前に必ず実施する。また工事・作業責任者等の声が全員に届くように輪を縮めるか、拡声器を使用する。なお、経験の浅い者は責任者の近くで聞かせ、危険区域、保護具等を理解させる。
 - ② 法令で定められている移動式クレーン、高所作業車、フォークリフト等の作業計画書は、作業指揮者が法定事項を必ず記載して作成し、オペレーター、誘導者に周知、実行する。
 - ③ 所属会社が異なる作業者同士で作業する場合は、所属会社ごとにリーダーを決め、それぞれに KY ミーティングを念入りに実施する。

【作業ミーティングで行う主な内容】

- ① 作業手順、方法
 - ② リスク(事故の要因)の抽出と対策(保護具、作業中止、中断を含む)
 - ③ 役割分担(知識・経験、技能、資格の確認)と配置
 - ④ 意見、質疑応答 他
 - ⑤ 手順を変更する必要が生じる場合や、片付け作業開始前に一旦停止、再度ミーティングを実施して判断する。
 - ⑥ 作業の責任者は、作業中の異常(手順が守られていない、リスク対策の未実施、新たなリスク)が発生した時は、作業を一時中断し、再度ミーティングを行い対処する。
 - ⑦ 安全監視員は、作業責任者とともに常に監視して職務として前記⑤の事項を行う。また経験の浅い者に対し、なぜ、手順、リスク対策などをなぜ守らなければならぬか、その理由も教育する。
 - ⑧ 工事作業終了後に終礼を実施して、翌日作業の安全を図る。
なお、安全監視員は当日行った指示・指導事項を発表する。
- 【終礼で行う主な内容】
- ① ヒヤリハット・気がかりの有無、有の場合、可能な対策について行う。
 - ② 翌日作業の予定と工事・作業のリスク対策を周知。

(6) 船員への指導・教育を行う。

- 1) 船員を対象に、海上法規の教育を行う。
- 2) 海難を防止するため、当社関係規程(定)を厳守する。
 - ① アルコールチェックと体調確認を行い、規定で決められた方法で対処する。
 - ② ゆとりを持って操船し、相手の動向、航路の状況を『かもしれない』で対処する。

(7) 協力会社(船員・**一人親方**を含む)へ指導・教育を行う。

- 1) 船員法適用者対象に、危険有害業務について、依頼または必要に応じ実施する。
- 2) 移動式クレーン等の作業計画・手順書の作成、ミーティング(立入禁止区域等)の指導を行う。
- 3) その他、安全自主活動など事故防止対策について指導する。

(8) 陸上を含めて油流出対策を確実に実施する。

- 1) 船長、作業長は、給油作業(着火船、甲板上の発電機、フォークリフト等の給油を含む)と、ビルジ陸揚げの手順書を遵守する。
- 2) 工事責任者は、油圧機器を輸送(陸上を含む)、使用して作業を行う場合において油流出の対策を行う。
- 3) 陸上・海上を問わず、油圧機器の取扱責任者は、定時点検(状況により点検頻度を増やす)を確実に実施する。

7. 教育・訓練の実施等

- (1) 各支社・支店の各課の課長、安全運転管理者等が社内ルールを教育、周知し記録する。
対象：社員と協力会社の関係者
- 【実施事項】① 「交通安全」の研修会
② 当社安全管理規程等の教育・指導

- ③ 油流出防止、廃棄物の適正処理
- ④ 新規採用者雇入れ教育(OJTを含む)
- ⑤ 経験の浅い者に対してOJTの実施
- ⑥ 新規入場者教育の実施方法

(2) 総務部実施の教育等(支社、支店総経課を含む)

- 【実施事項】
- ① 階層別研修の立案と実施(継続)
 - ② 各種規定の改定内容に関する勉強会の実施
 - ③ 「心身の健康管理づくり計画」に従っての教育・研修
 - ④ その他、業務上必要な研修・勉強会の企画立案・実施

(3) 営業管理部実施の教育等

- 【実施事項】
- ① 土木施工管理技士受験準備講習

(4) 海務部実施の教育

- 【実施事項】
- ① 海上員の育成を目的とした研修の実施

(5) 安全環境事務局の教育等・・必要都度実施

- 【実施事項】
- ① 法定教育(職長教育、各特別教育、足場の組立て等作業主任者等能力向上教育、雇入れ時教育 他)
 - ② 化学物質管理関係改正省令への対応(R 6. 4. 1 施行)
 - ① 管理体制「化学物質管理者」、「保護具着用管理責任者」
 - ② リスクアセスメントの見直し(特に危険性)
 - ③ 教育(化学物質に関する内容充実)
 - 1. 職長教育
 - 2. 雇入時教育
 - ④ 各安全環境委員会の付議事項追加
 - ⑤ その他
 - ③ 協力会(祈願祭研修会)、総会研修会、船舶研修会(運航、船内危険・有害防止対策)他
 - ④ リスクアセスメント(グループKY、一人KY、化学物質)
 - ⑤ 教育用DVDの作成と配布
 - ① 計画の周知
 - ② 事故、ヒヤリハット情報等から必要と思われるもの
 - ⑥ 潜水士能力向上教育(1回/年 必ず実施)

⑦ 安全監視員の教育

【内容】

- ① 労働安全衛生法
- ② 異常時とは
- ③ 指示指導の方法
- ④ KY活動(指差し呼称)の方法と効果
- ⑤ 過去の事例
- ⑥ 船員の教育の実施

- (6) 社員の必要な法定資格取得と、能力向上のための外部講習を推進し、人材育成を図る。(法定資格は協力会社への指示・指導を含む)

【実施事項】① 計画的に資格取得、能力向上のための有効な講習受講

- (7) 訓練の実施 [1回/年以上]

【実施事項】① 総合訓練 大阪支社と連携して実施

② 地震・津波対応訓練

③ 寄宿舎(横須賀、大阪、九州)の消防・避難訓練

8. パトロール

- (1) 本社

- 1) 社長・役員パトロール 工事、船舶、基地を適宜実施(支社毎2回) [6回/年]
2) 全社総括安全衛生管理者パトロール " " [8回/年]
3) 安全環境事務局パトロール [隨時]
4) 本社各部訪船指導・懇談 [隨時]

【実施事項】① 支社・支店と調整してパトロール対象現場を選定する。

② パトロール指示書と是正の確認をする。現地確認(記録)か是正報告書(写真)の受領で確認。

③ 訪船した場合は必ず、安全・衛生担当者記録簿に記録する。

④ 安全監視員の配置と職務の遂行状況の確認

- (2) 支社・支店(全現場1回/月以上)

- 1) 総括安全衛生管理者パトロール [通期]
2) 安全管理者パトロール [通期]
3) 衛生管理者パトロール(1回/週以上)
4) 船舶・基地安全環境委員会訪船(ライン)指導・懇談 [通期]

【実施事項】① パトロール指示書と是正の確認をする。現地確認(記録)か是正報告書(写真)の受領で確認。

「安全環境パトロール実施報告総括表」を安全環境事務局へ報告する。

② 訪船した場合は必ず、安全・衛生担当者記録簿に記録する。

③ 船舶・基地安全環境委員会一議事録

④ 安全監視員の配置と職務の遂行状況の確認

- (3) 作業所(所長巡視 安全環境パトロール実施要領に基づき実施)

- (4) 安全衛生協力会パトロール [4回/年]

【実施事項】① パトロール指示書と是正の確認をする。現地確認(記録)か是正報告書(写真)の受領で確認。

9. 監査

- (1) 年末・年始安全総点検 (安全統括管理者が実施) [12～1月]
(2) 船長業務、基地業務安全監査 (" ") [4～5月]
(3) 運航管理者安全監査 (" ") [6月]
(4) 運航管理者に対する内部監査(支社 内部監査チームが実施) [10月]

- (5) 本社業務内部監査 (内部監査チームが実施) [10月]
監査対象部署: 安全環境事務局、総務部、経理部、営業管理部、CSR推進室、工務部、海務部
- (6) 安全統括管理者に対する内部監査 (〃〃)
- (7) 社長に対する内部監査 (〃〃)
- 【実施事項】① 監査を実施し、記録する。
② 監査員能力向上のため被監査部署のアンケートを実施する。

10. 全社衛生管理者会議の開催【必要都度】

本社関連部署や支社・支店の衛生管理者により全社衛生管理者会議を開催し、「心身の健康づくり計画」、ウイルスの感染防止等について、現状の把握、問題点の抽出、その対応について討議する。

【実施事項】① 決定事項の議事録を作成し、全社衛生管理者に周知する。

11. マネジメントレビュー

- (1) 中間マネジメントレビュー [7月]

(本社内部監査チーム、各支社・支店の安全管理者、衛生管理者も同席)

【実施事項】① 決定事項の議事録を全社に周知する。

- (2) 経営トップマネジメントレビュー [11月上旬]

事故の情報、パトロールおよび内部監査の結果等をふまえて経営トップ等のマネジメントレビューを実施する。

- (3) 支社マネジメントレビュー [12月上旬]

11月開催の地区安全環境委員会で、前月までに開催の地区安全環境委員会で審議した見直し改善事項の集約および、中間マネジメントレビュー、経営トップマネジメントレビューをふまえて支社マネジメントレビューを行い、安全環境事務局へ送付する。

12. 次年の安全環境管理計画の作成と決定

- (1) 安全環境管理計画スローガンの募集

安全環境事務局は、中間マネジメントレビュー等を考慮して、次年の管理計画スローガン等を募集し、12月開催の安全環境委員会で決定する。

- (2) 安全環境事務局は経営トップマネジメントレビューをふまえて、安全環境管理計画(案)を作成し、各支社に計画の重点施策等を連絡し、支社の安全環境管理計画に重点施策等を加えるように要請する。(オンラインによる説明会開催)

[11月上旬]

- (3) 支社は自支社マネジメントレビューの結果と安全環境管理計画(案)をふまえて、支社の安全環境管理計画(案)を作成し、安全環境事務局へ提出する。

[12月上旬]

- (4) 安全環境管理計画(案)は安全環境委員会で、支社の安全環境管理計画(案)とともに審議・決定する。

[12月中旬]

以上(以下余白)